

新入学生の皆様へ

九州工業大学長
尾家 祐二

自然災害による被災学生に対する 2019 年度入学料及び授業料免除の取扱いについて

平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、又は、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本学では、2019 年度も下記のとおり特例措置を実施することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の内容

- (1) 入学料：2019 年度の入学料の全額、もしくは半額を、選考のうえ免除する場合があります。
- (2) 授業料：2019 年度前期及び後期の授業料の全額、もしくは半額を、選考のうえ免除する場合があります。

2. 対象者

平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、又は、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた者で、次のいずれかに該当する者を授業料の納付が困難である者と認め、選考の対象とします。

- (1) 当該の災害で主たる学資負担者（以下、「学資負担者」）が死亡した場合
- (2) 当該の災害で学資負担者が、以下の①～②の被害にあった者
 - ① 学資負担者が居住する家屋が全壊、全焼又は流失した場合
 - ② 学資負担者が居住する家屋が半壊、半焼又は半焼した場合
- (3) 当該の災害で学資負担者が失職・減収により家計が急変した者
- (4) 当該の災害で学資負担者が負傷し、長期間の入院加療が必要とされた者

※ 選考は、経済的困窮度が著しく高い学生に対して、入学料、授業料免除者及び

徴収猶予者選考基準の家計評価額により選考します。

3. 申請方法

(1) 入学料及び授業料の免除を希望される方は、4月4日(木)までに下記「申請書受付窓口」へご提出ください。

(2) 免除申請にあたっては、次の書類を提出する必要があります。

なお、官公署からの罹災証明書等が提出されるまでの間は、授業料の徴収が猶予されます。

ア. 入学料免除申請書、授業料免除申請書

イ. 被害を受けたことを証明できる公的機関発行の証明書(罹災証明書など)

ウ. 被害により世帯の家計支出が著しく増大又は収入が著しく減少したことを示す書類

4. 申請書配布・受付窓口

所属する学部・学府等	配布・受付窓口	連絡先
工学部・工学府	学生係	093-884-3054
情報工学部・情報工学府	学生係	0948-29-7524
生命体工学研究科	学生・留学生係	093-695-6007

【本件問合せ先】

九州工業大学学務課学生・留学生支援係

〒804-8550 北九州市戸畑区仙水町 1-1

TEL : 093-884-3050